

国連「健康に対する権利」特別報告者の勧告に基づき、日本政府は抜本的な政策転換を

伊藤和子

（いとう かずこ）ヒューマンライツ・ナウ事務局長／弁護士

5月27日、国連人権理事会が選任した「健康に対する権利」に関する特別報告者アナンド・グローバー氏は、同理事会に対し、福島原発事故後の人権状況に関する事実調査報告書を提出、日本政府に対し詳細な勧告を行った*。この事実調査は2012年11月の特別報告者来日時に実施されたものである。

報告書は、緊急対応、避難指示、健康調査等、日本政府の対応を健康の権利の観点から包括的に検証し、今後の改善に向けた重要で明確な勧告を提起している。

最も重要な勧告は、被ばく限度1mSvを基準とした住民保護の勧告である。

報告書は、「20 mSv」を避難基準とし、「100 mSv以下の被ばくの影響への影響は証明されていない」とする日本政府の姿勢に対し、相反する疫学研究等があると指摘、低線量被ばくの影響が否定できない以上、政府は妊婦や子どもなど、最も脆弱な人々の立場に立脚すべきだとし、「避難地域・公衆の被ばく限度に関する国としての計画を、科学的な証拠に基づき、リスク対経済効果の立場ではなく、人権に基礎をおいて策定し、公衆の被ばくを年間1 mSv以下に低減するよう」求め、「年間被ばく線量が1mSv以下及び可能な限り低くならない限り、避難者は帰還を推奨されるべきでない」とした。

また、福島県が現在実施している県民健康管理調査では不十分だとし、放射線量年間1 mSv以上の地域に住む人全員とすべての原発労働者に長期的・包括的な健康検査を実施すること、子どもには、甲状腺検査に限らず尿、血液等関連するすべての検査をすること、情報・セカンド・オピニオンへのアクセスの確保等の改善を勧告した。さらに、「移住、居住、雇用教育、その他の必要な支援を、年間1 mSv以上の地域に居住、避難、帰還したすべての人に提供する」よう勧告した。さらに、住民保護の施策、原発の稼働、避難、エネルギー政策や原子力規制等のすべての意思決定プロセスに住民が参加する仕組みをつくるよう勧告した。

国連特別報告者の調査・勧告は、国連人権メカニズムの中でも最も重要かつ権威あるものであり、日本が批准する社会権規約(健康に対する権利を保障)の委員会も今年5月、グローバー氏の勧告に従うよう求め、世界は日本の対応を注目している。

福島原発事故から2年以上が経過したが、政府・県は低線量被ばくの影響を過小評価し、住民の懸念や切実な要望を軽視し、著しく不十分な対策しか講じずにきた。

政府は今こそ、今回の勧告を受けて抜本的な政策の転換を図り、勧告を早急に実施すべきである。

*—http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session23/A-HRC-23-41-Add3_en.pdf, 勧告の和訳を科学通信欄に掲載。

学ぶ
創る
遊ぶ